

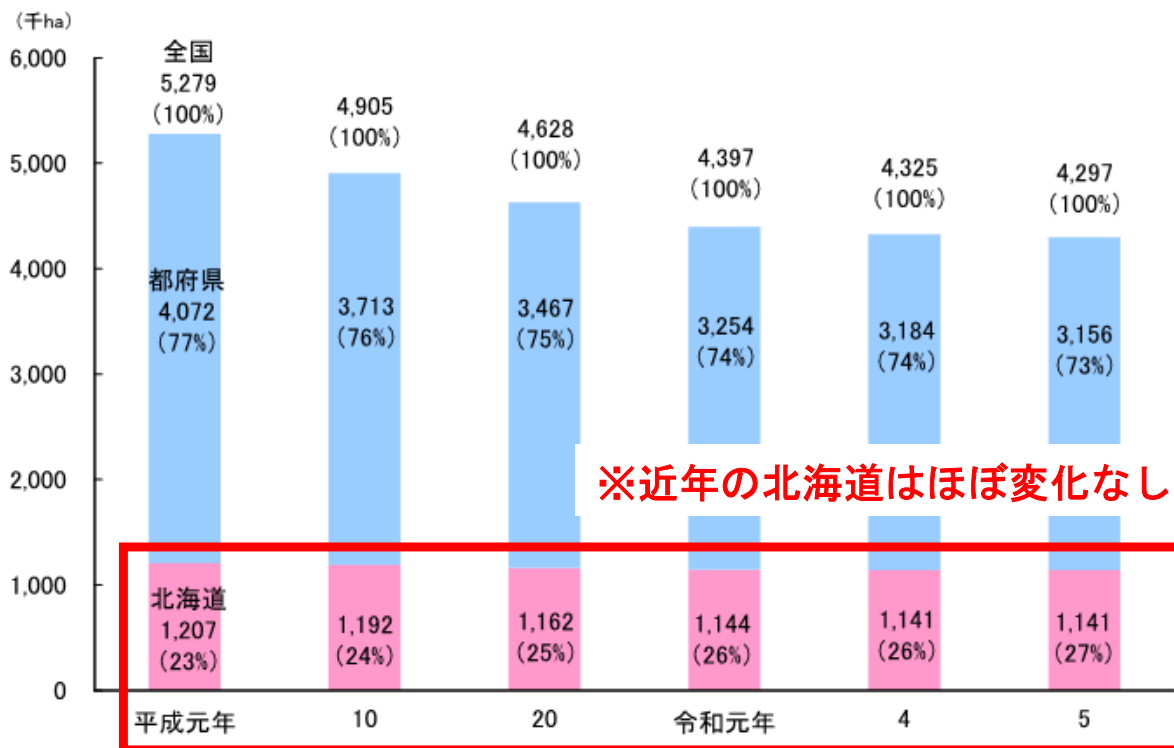
北海道における 農業分野での外国人材の状況等について

人間にとって「食」とは、生きていく上で重要な活動です。その「食」を支えているのが農業です。しかし、現在、日本の農業は「人口減少」、「担い手の減少」、「高齢化による労働力不足」、「温暖化等の気候変動」などのさまざまな問題によって厳しい状況に置かれております（各図）。こうした現状を打開する方法として、大規模化やスマート農業の導入、6次産業化などなど。そして、外国人材の適切な受入れも必要となっています。

令和7年7月 農林水産省 北海道農政事務所 担い手育成課

1 耕地面積の推移（全国、北海道）

・近年、全国的に耕地面積は減少傾向にあり、令和5年の全国に占める北海道の耕地面積の割合は27%



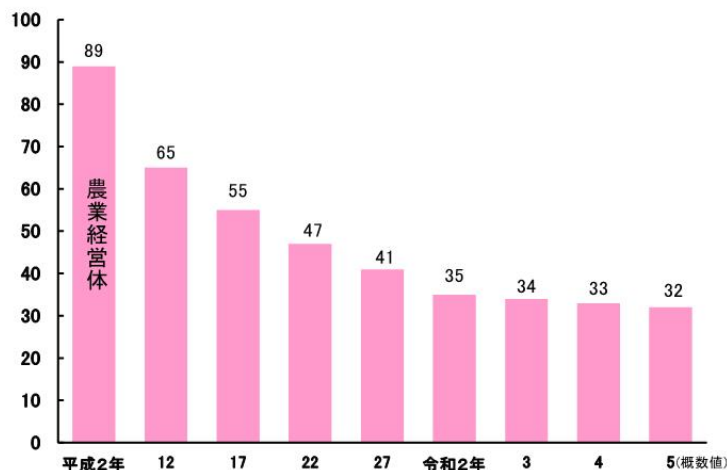
資料：農林水産省統計部「耕地及び作付面積統計」

2 道内の農業経営体数

・北海道の農業経営体数は、3万2,300経営体（都府県89万7,100経営体）。うち個人経営体が2万7,600経営体で9割弱（都府県86万1,100経営体）。

(1) 北海道の農業経営体数の推移

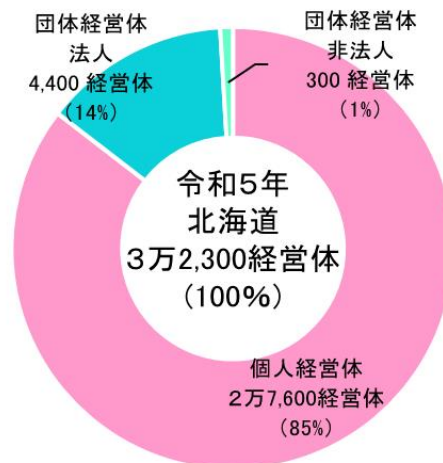
（千経営体）



資料：農林水産省統計部「農林業センサス」、「農業構造動態調査結果」

注：平成2・12年の農業経営体数は、販売農家、農業以外の農業事業体及び農業サービス事業体数を合計した事業体数である。

(2) 北海道の農業経営体数の内訳



資料：農林水産省統計部「農業構造動態調査結果の概要（概数値）」

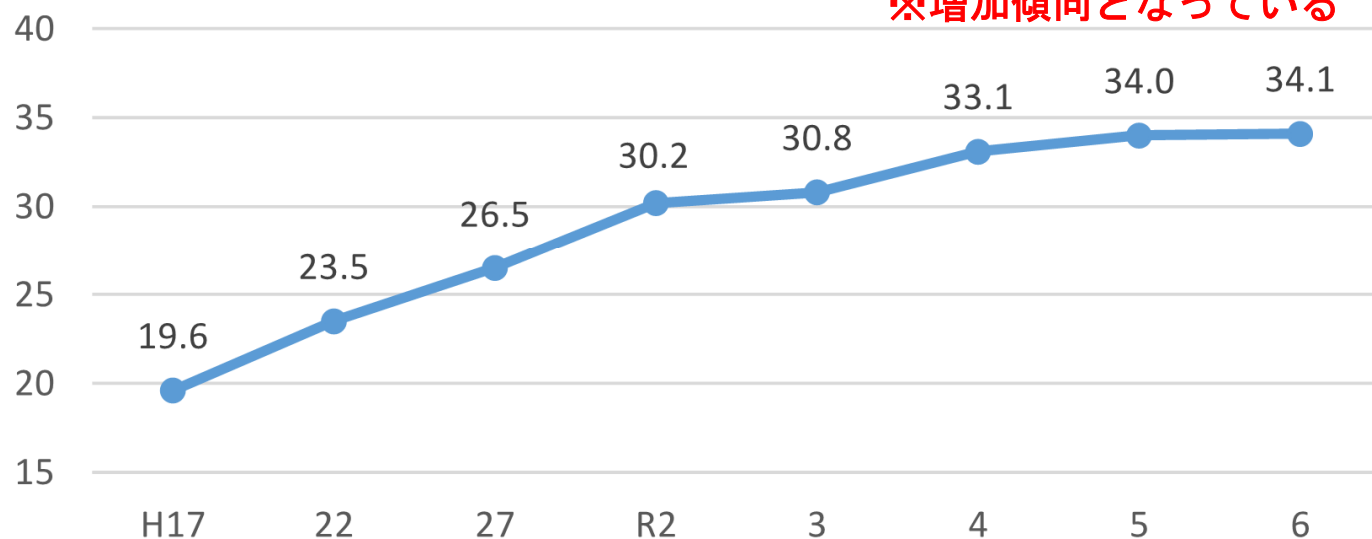
< 用語解説 >

- 農業経営体：農産物の生産を行うか又は委託を受けて農作業を行い、一定の基準を満たす規模の事業を行う経営体をいう。
- 個人経営体：個人（世帯）で事業を行う経営体をいう。なお、法人化して事業を行う経営体（いわゆる一戸一法人）は含まない（団体経営体として計上）。
- 団体経営体：個人経営体以外の経営体をいう。

3 道内における1農業経営体あたりの経営耕地面積

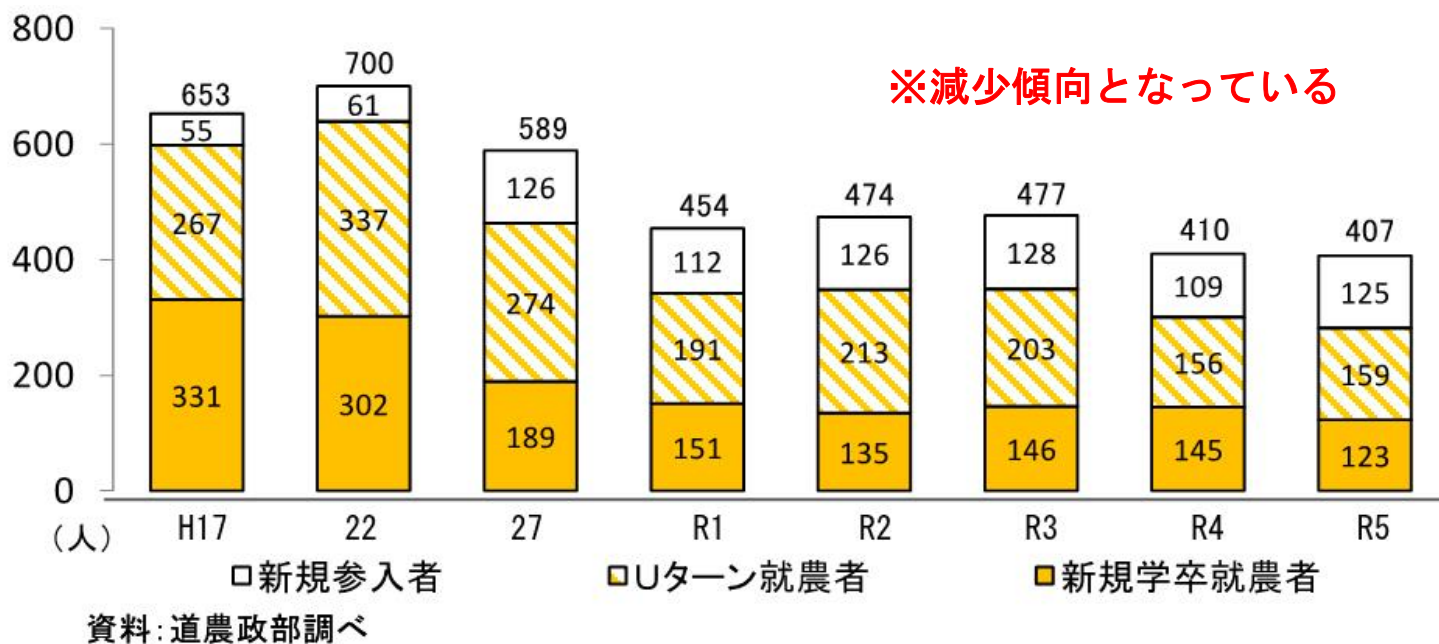
(ha)

※増加傾向となっている

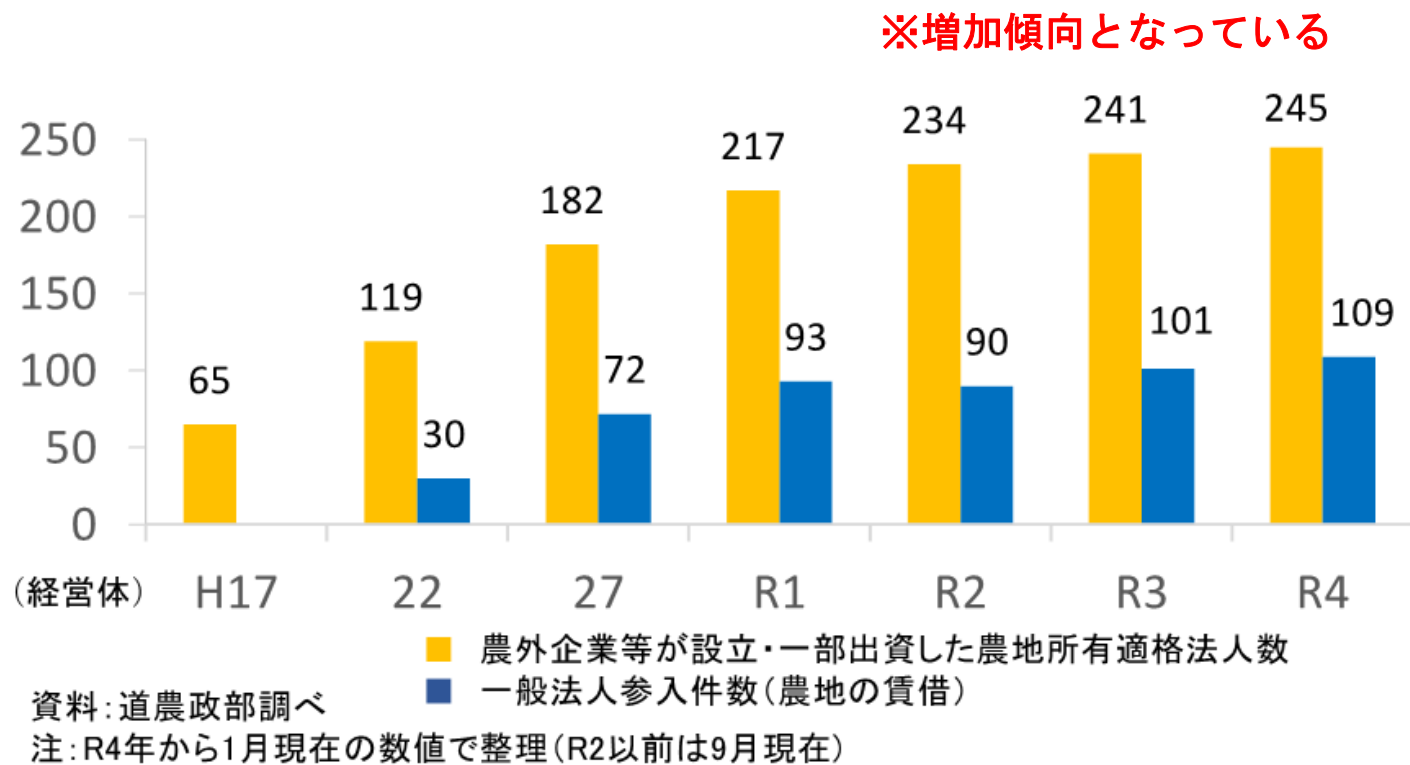


資料：農林水産省「農林業センサス」、「農業構造動態調査」

4 道内の新規就農者の推移



5 道内の農外企業等の農業への参入状況の推移



6 道内農業分野における外国人材の受入状況（1）

- 令和5年(2023年)10月末現在、道内の外国人労働者は35,439人であり、産業別にみると「農業、林業」は5,120人(14.4%)と、「製造業」に次いで多く、この10年(令和2年/平成22年対比)で4.8倍、直近5年(令和5年/令和元年比)でも1.7倍に増加するなど、他の産業と比べ高い割合で増加している。
- 国籍別では、ベトナムが32.6%を占め、次いで中国(香港、マカオを含む。)が16.1%、インドネシアが13.1%となっている。前年比で増加人数が多い上位3か国は、インドネシア(2,558人、+123.6%)、ベトナム(1,663人、+16.8%)、ミャンマー(1,005人、+70.8%)の順であり、令和5年(2023年)4月に新型コロナによる入国規制が全て解除されたこともあり、ほぼすべての国で増加した。

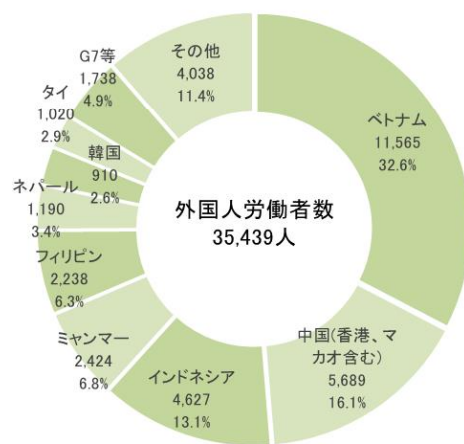
産業別外国人労働者数の推移（北海道）



資料：北海道労働局「外国人雇用状況の届出状況」（各年10月末現在）

注：「農業、林業」のうち農業の数値は、内数が示されている平成30年(2018年)以降、99%以上を占めている。

国籍別外国人労働者数（北海道）



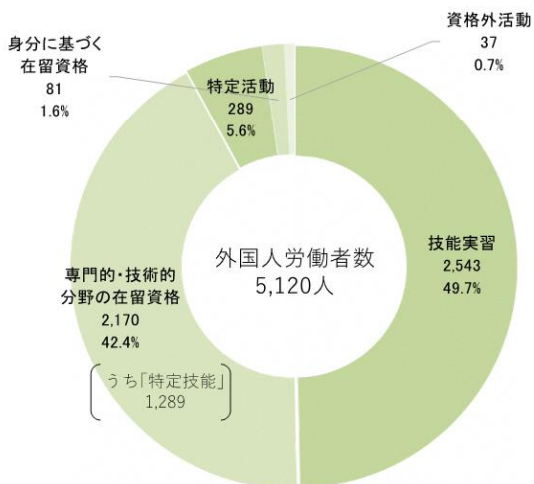
資料：北海道労働局「外国人雇用状況の届出状況」（令和5年10月末現在）

注：G7等とは、フランス、アメリカ、イギリス、ドイツ、イタリア、カナダ、オーストラリア、ニュージーランド、ロシアをいう。

7 道内農業分野における外国人材の受入状況（2）

- 令和5年(2023年)10月末現在、農業分野における外国人労働者数の在留資格別の内訳は、「技能実習」が2,543人(49.7%)と半分を占めており、次いで特定技能(1,289人)を含む「専門的・技術的分野の在留資格」が2,170人(42.4%)となっている。
- 外国人労働者数の大半を占める「技能実習生」及び「特定技能」の振興局別では、「技能実習生」では十勝(363人)が最も多く、次いでオホーツク(231人)、上川(213人)、根室(189人)の順となっており、「特定技能外国人」では十勝(587人)が最も多く、次いで後志(319人)、上川(274人)、オホーツク(235人)の順となっている。

農業分野における在留資格別外国人労働者数（北海道）



資料：北海道労働局「外国人雇用状況の届出状況」（令和5年10月末現在）

注1：外国人労働者数(5,120人)には、林業の13人が含まれる。

注2：専門的・技術的分野の在留資格には、「特定技能」のほか、「技能」、「技術・人文・国際」、「研究」などが含まれる。

農業分野における外国人技能実習生の振興局別数（北海道）



資料：北海道経済部「外国人技能実習制度に係る受入れ状況調査」（令和4年度）

農業分野における特定技能外国人数の振興局別数（北海道）



資料：法務省在留管理庁「特定技能在留外国人数の公表」より集計（令和5年6月末現在）

8 外国人材向け支援コンテンツ

外国人材からの相談対応

・外国人材からの相談に対応したLINEチャット・チャットボットを設置

・チャットボットの内容で解決できない相談内容については、チャットからそのまま電話が可能

LINEの友達追加はコチラ



外国人材受入の優良事例集

・農業分野で特定技能外国人を受入れている農業者等の優良事例を紹介し、支援の工夫や受け入れる際の心構え、技能実習生との役割分担など参考となる情報を掲載

・令和6年度版については、英語、ベトナム語、インドネシア語に翻訳予定

＜対応言語＞
日本語、英語、ベトナム語、インドネシア語



優良事例集

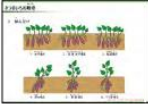


学習用e-ラーニング

・「安全衛生」「耕種農業」「畜産農業」の基礎をオンラインで学ぶことができる外国人材向けのe-ラーニングシステムを作成・公開

・動画はやさしい日本語で説明しており、テキストは今後、外国語版も公開予定

【テキスト例】



e-ラーニング登録はコチラ



労働安全衛生リーフレット

・農作業現場に就労する外国人材が農作業を安全で衛生的に行うため、農作業安全の教育用リーフレットの外国語版を作成



農作業安全



熱中症対策



＜対応言語＞
やさしい日本語、英語、ベトナム語、インドネシア語等

＜対応言語＞
日本語、英語、中国語、ベトナム語、インドネシア語、クメール語、タイ語、ネパール語、ミャンマー語、モンゴル語
※クメール語、タイ語、ネパール語、ミャンマー語、モンゴル語は熱中症対策チラシのみ

資料:農林水産省HPの制度説明資料「農業分野における外国人材の受入れについて(令和7年3月)」

9 農業分野における特定技能外国人受入れマニュアル

- 一般社団法人全国農業会議所が「外国人材受入総合支援事業」により、農業分野で特定技能外国人を受け入れる際の農業者等のマニュアルを作成。
- 在留資格の概要、制度を活用するために外国人材及び受入れ機関が満たすべき基準、外国人材の雇用や労務管理で注意すべきことなどについて説明。
- 令和5年6月に農業分野も対象となった「特定技能2号」に関する情報も掲載。
- 作成したマニュアルを説明資料として、農業者に対し外国人材を受入れる際及び受入れ後に必要となる知識やノウハウ等を伝える説明会を全国9ブロックにおいて実施。



令和5年12月
一般社団法人全国農業会議所

1 特定技能制度

（1）特定技能制度と適用の基本的方針

①外国人労働者の受入れに関する基本的な方針

外国人労働者の受入れに際して、我が国（「特定技能」制度が適用される国）に受け入れられ、その後の生活の安定を図ることを目指す。そのための基本的な方針は以下のとおりである。

②特定技能制度の適用に関する基本的方針

基本方針は、本制度の趣旨に即して、特定技能分野（2024年12月現在12分野）に受け入れられる外国人労働者の生活の安定を図ることを目的とし、そのための基本的な方針は以下のとおりである。

③特定技能外国人の受入れの留意事項

④特定技能外国人の受入れの留意事項



<目次>

1. 特定技能制度
特定技能外国人の在留資格、家族帯同に関する情報等
2. 特定技能外国人受入れに際し農業者が押さえるべきポイント
受入れの形態・期間、受入れまでのプロセス等
3. 特定技能外国人雇用と労務管理の注意点
賃金水準、社会保険、安全衛生管理のポイント等
4. 外国人材とのコミュニケーションや注意事項
日本語能力向上の取組、生活支援情報の提供等
5. 農業技能測定試験と各国の送出手続き
試験の概要や実施方法について
6. 全国農業会議所が対応した相談のQ&A
7. 事例調査に見る優良な受入れ事例の紹介
特定技能外国人の声等

受入れマニュアルはこちら→
【外部リンク（全国農業会議所）】



10 外国人材呼び込みのための現地説明・相談会の取組

- 農業分野の特定技能試験実施国において、日本の農業現場への就労意欲の喚起、特定技能試験の受験の促進を図るため、外国人材受入総合支援事業において令和5年度から開催。
- 外国人材の雇用に関心のある日本の農業経営体も参加し、外国人材雇用の足がかりとしてもらうほか、日本の農業の魅力を伝える講演も実施。
- 令和6年度はインド、カンボジア、ネパール、インドネシア、ベトナムで開催。
(事業実施主体は全国農業会議所)

＜現地説明・相談会の内容＞

- ① 日本の農業、特定技能制度などの説明
- ② 農業経営体の紹介
- ③ 農業経営体と参加者との個別相談会

＜参加した日本の農業経営体の声＞

・インド人材は、農業分野の希望者が多いこと、英語が話せることなどに魅力を感じた。数十人単位で受入れを検討したい。
・相談ブースで、当社の業務に興味を示し働きたい意欲を示してもらえてよかった。
・今後、宗教上のタブーが少ないカンボジア人を中心に積極的に採用したい。

＜外国人材からの質問＞

・収入や住居の様子を詳しく知りたい。
・技能実習と特定技能の賃金の差について知りたい。



説明会の様子



帰国実習生の講演



農業経営体との個別相談会

＜R6年度開催実績（12月まで）＞

実施場所	実施時期	参加人数（オンライン含む）
インド ディマプール	2024年8月	インド側：360名 日本の経営体：8社
カンボジア ブノンペン	2024年10月	カンボジア側：400名 日本の経営体：2社
ネパール カトマンズ	2024年12月	ネパール側：200名 日本の経営体：5社

※2025年2月にインドネシア、3月にベトナムで開催

資料：農林水産省HPの制度説明資料「農業分野における外国人材の受入れについて（令和7年3月）」

11 外国人材の技能向上支援(R6年度)

- 日本の農業現場で就労している外国人材が農業生産に必要な知識や科学的素養を学ぶため、**e-ラーニングシステム等の教材開発**や**産地における講習会**を実施。（事業実施主体は（一社）全国農業会議所）
- 講習会はやさしい日本語で行い、テキストは英語、インドネシア語、ベトナム語等に翻訳。

学習コンテンツ開発

①学習用テキスト

- ・「安全衛生」「耕種農業」「畜産農業」の3科目
- ・特定技能1号試験合格水準に対応
- ・テキストはやさしい日本語、英語、インドネシア語、ベトナム語等に対応

②講習動画

- ・①のテキストを用いて、農業高校教師のOB、OG等が講習を実施
- ・講習は、やさしい日本語で行う。

③e-ラーニングシステム

- ・①のテキスト及び②の講習動画をe-ラーニングシステムにて公開
- ・スマートフォン等で誰でも受講可能
- ・オンライン講習終了後は確認テストで習熟度を確認可能

【テキスト例】



e-ラーニングの登録はコチラ



産地講習会

- ・開発した学習コンテンツを用いて対面で講習を開催（基本的には農閑期に集中して開催する）
- ・講習はやさしい日本語で行う。
- ・共通科目：安全衛生等
選択科目：耕種農業、畜産農業
- ・VR教材を用いて農作業事故の体験学習も行う。

－ R6年度実施地区 －

- 群馬県嬬恋村（実施主体：日本農業法人協会）
- 徳島県（実施主体：徳島県農業会議）
- 鹿児島県（実施主体：JAきもつき）

＜R7年度以降の取組予定＞

- ・2号試験合格に向けた学習に活用できるよう、R7年度は特定技能2号合格水準の学習コンテンツを作成
- ・やさしい日本語による農業専門用語の解説を充実する
など、日本語教育にも対応できるよう検討
- ・対象作物の追加やさらなる多言語化も検討



資料：農林水産省HPの制度説明資料「農業分野における外国人材の受入れについて（令和7年3月）」

12 外国人材受入総合支援事業のチラシ

【令和7年度予算概算決定額 196 (243) 百万円】
【令和6年度補正予算額 1,275百万円の内数】

<対策のポイント>

農業、漁業、飲食料品製造業、外食業の各分野における外国人材の確保と適正かつ円滑な受入れに向けて、外国人材の知識・技能を確認する試験の実施や現地説明・相談会の開催、働きやすい環境の整備等に加えて、外国人材に対する学習機会の提供の取組を支援します。

<事業目標>

- 農業、漁業、飲食料品製造業及び外食業の分野における外国人材の確保
- 外国人材が働きやすい労働環境の整備の推進

<事業の内容>

1. 技能試験の円滑な実施

外国人材の知識及び技能を評価・確認するための試験の作成・更新・実施を支援します。

2. 外国人材が働きやすい環境の整備

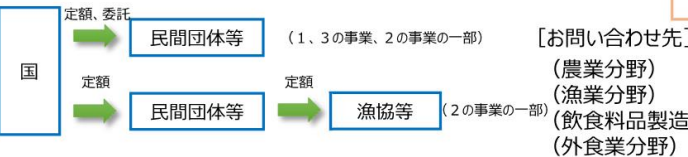
農業、漁業、飲食料品製造業及び外食業の各分野で就労する外国人材が働きやすい環境整備等のために相談窓口の設置、外国人材の労働環境の調査・分析、雇用主等への助言活動、優良事例の収集・周知等の取組を支援します。

また、飲食料品製造業及び外食業分野において特定技能外国人の受入れ体制強化を支援します。

3. (令和6年度補正予算) 雇用就農緊急対策のうち外国人材の呼び込み体制の強化に対する支援

農業分野において、海外の教育機関等と連携した現地説明・相談会の開催、農業知識や科学的な素養を学習する機会の提供のためのカリキュラム作成・産地講習会の開催等の取組を支援します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

○ 令和7年度当初予算

技能試験の円滑な実施

・特定技能外国人の受入れに向けて試験を作成。国内47都道府県及び海外で試験を実施。

外国人材が働きやすい環境の整備

<相談窓口の設置>



・多言語に対応した電話、メール、対面等により、外国人材等がアクセスしやすい相談体制を整備

<優良事例の収集・周知>



・雇用主による就労環境改善等のモデルとなる取組事例を周知

○ 令和6年度補正予算

<現地説明・相談会の実施>

・日本の農業現場の理解促進、就労意欲の喚起を図るため海外教育機関等と連携し、説明会を実施



<学習機会の提供>

・農業生産に必要な知識を学ぶ講習会を実施



(参考)雇用就農資金のチラシ

(表)

(裏)

農業経営者の皆さまへ

雇用就農資金

全国農業会議所は、50歳未満の就農希望者を新たに雇用し、農業就業又は独立就農に必要な農畜産物の生産技術・経営に関するノウハウ等を習得させるための研修を実施する農業法人等に対して資金を交付する「雇用就農資金」を実施します。

事業実施を希望される場合は、令和7年7月1日(火)から8月4日(月)(必着)までに雇用就農資金公式HPの「応募申請フォーム」より申請を行ってください。

○雇用就農資金・独立支援タイプ：農業法人等が就農希望者を雇用し、農業就業又は独立就農に必要な実践研修を実施する場合に資金を交付

○新法人設立支援タイプ：農業法人等が、新たな農業法人を設立して独立就農することを旨とする者を雇用して実践研修を実施する場合に資金を交付

※ 農業法人等が職員等を次世代の経営者として育成するために実施する派遣研修を支援する「次世代経営者育成タイプ」も随時募集しています。(詳細は、都道府県農業会議所にお問い合わせください。)

支援タイプ	助成期間	助成額※1,2
雇用就農資金育成 独立支援タイプ	最長 4年間	年間最大60万円(月額5万円)※3
新法人設立支援 タイプ		年間最大120万円(月額10万円) (3-4年目は最大60万円)(月額5万円)

※1 各タイプともに、新規雇用就農者が多様な人材(障がい者、生活困窮者、刑務所出所者等)の場合は、年間最大15万円が加算されます。

※2 事業実施期間が3ヶ月未満の場合は助成金は交付されません。

※3 雇用就農資金育成・独立支援タイプは1経営体当たりの新規採用人数は年間5人まで、かつ3人目以降の助成額は年間最大20万円となります。

募集回	募集期間	支援対象となる 新規雇用就農者の採用日	支援期間
第1回	2025年3月4日~4月7日	2024年6月1日~2025年2月1日	2025年6月1日~2029年5月31日
第2回	2025年7月1日~8月4日	2024年10月1日~2025年6月1日	2025年10月1日~2029年9月30日
第3回	2025年10月~11月(予定)	2025年2月1日~2025年10月1日	2026年2月1日~2030年1月31日



※令和7年度からの要件の変更箇所は赤字

必ず募集要領で詳細をご確認ください!

事業実施にあたっての主な要件

農業法人等の要件

- ① おおむね年間を通じて農業を営む事業体(農業法人、農業者、農業サービス事業者等)等であること。
- ② 十分な指導を行うことのできる指導者(当該農業法人等の役員又は従業員で、5年以上の農業経験を有する者等)を確保できること。
- ③ 新規雇用就農者との間で正社員として期間の定めのない雇用契約を締結すること(独立が前提の場合は、期間の定めのある雇用契約可)。
- ④ 働きやすい職場環境整備に係る項目の2つ以上に既に取り組んでいるか、新たに取り組むこと。
- ⑤ 雇用保険及び労災保険に加入させること(法人の場合は厚生年金保険及び健康保険にも加入)。
- ⑥ 1週間の所定労働時間が年間平均35時間以上であること(新規雇用就農者が障がい者の場合は20時間以上可)。
- ⑦ 過去5年間に本事業、農の雇用事業等の対象となった新規雇用就農者が2名以上いる場合、当該就農者の農業への定着率が2分の1以上であること。
- ⑧ 研修内容等を就業に関するポータルサイト(農業をはじめるJP)に掲載すること。(URL: https://app.be-farmer.jp/training/users/sign_in)
- ⑨ 地域計画に農業を担う者として位置づけられた者又は位置づけられることが見込まれる者であること
- ⑩ 国が提供する農業経営人材育成研修プログラムの中級コースのうち「労務管理」の科目を修了している、又は支援開始後1年以内に修了すること。(URL: <https://agri-educ.maff.go.jp/keiei/>)

新規雇用就農者の要件

- ① 支援終了後も就農を継続又は独立する強い意欲を有する50歳未満(採用時点)の者であること。
- ② 支援開始時点で、採用されてから4ヶ月以上12ヶ月未満であること。
- ③ 過去の農業就業期間が5年以内であること。
- ④ 原則として農業法人等の代表者の3親等以内の親族でないこと。
- ⑤ 過去に就農準備資金、農業次世代人材投資資金(準備型)等と同様の研修を受けていないこと。(但し、農業大学校等の農業経営者育成教育機関での研修は不同)

★ 過去に本事業の支援対象となった新規雇用就農者が農業法人等の都合で離農している場合は、新規就農者の増加分が支援対象になります(自己都合等で離農した場合は不同です)。

事業に関する問合せ先

・詳細は都道府県の農業会議所等へお問い合わせください。

・農業会議所の連絡先、募集要領・応募申請フォーム等は公式HPへ!

公式HPは「雇用就農資金 応募」で検索 (https://www.be-farmer.jp/farmer/employment_fund/original/)

募集要領より抜粋「法人等雇用就農者が外国人の場合は、「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」、「定住者」又は「特別永住者」の在留資格を有する者であること。 資料:農林水産省HP